ギャンブル等への のめり込みによる借金の場合、 安易な肩代わりはやめましょう。

- ギャンブル等依存症は精神疾患の1つです。ギャンブル等をしたことのある人であれば、意思の強弱に関係なく、誰でもなり得るもので、自分の意思ではやめられない状態になってしまいます。
- ご家族が借金の肩代わりをする、病気を理解しないまま借金の返済を進めると適切な治療・診断に結びつかず、逆に新たな借金を作ってしまったり、病気の回復を妨げてしまうことがあります。
- ギャンブル等依存症については、医療・相談機関(お住まいの地域の保健所・精神保健福祉センター等)に、借金返済については、お住まいの都道府県・市区町村や最寄りの財務局に相談しましょう。
- 本人が回復の必要性を自覚するまでには時間がかかる ことから、ご家族だけでも相談できますので、周囲の方 が専門の機関に相談して、「適切なサポート」の仕方を 知ることからはじめましょう。

お問い合わせ先

依存症の相談機関や基礎知識などは 依存症対策全国センター(NCASA)の ホームページをご覧ください。



依存症対策全国センター



https://www.ncasa-japan.jp/

GA(ギャンブラーズ・アノニマス)【当事者】 046-240-7279

(公社)ギャンブル依存症問題を考える会 03-3555-1725

ギャマノン【家族·友人】 03-6659-4879

(NPO)全国ギャンブル依存症家族の会 090-1404-3327

貸付自粛制度について

浪費やギャンブル等依存症による借金により、ご本人やその ご家族の生活に支障を生じさせるおそれがある場合、日本貸 金業協会または全国銀行個人信用情報センターに自らを自 粛対象者とする旨を申告することで、貸付自粛情報が信用情 報機関に登録され、信用情報機関の会員に貸付自粛情報を 提供する制度です。

※申告できるのは原則ご本人のみです。

日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターのどちらかへ申告することで、3つの信用情報機関(㈱日本信用情報機構(JICC)、㈱シー・アイ・シー(CIC)及び全国銀行個人信用情報センター)に、貸付自粛情報が登録されます。銀行・貸金業者等は、貸付自粛情報を、契約者(申込者)の支払能力に関する調査のために利用します。

お問い合わせ先

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

ナビダイヤル

0570-051-051

日本貸金業協会





https://www.j-fsa.or.jp/personal/trouble/way/

全国銀行個人信用情報センター

フリーダイヤル

0120-540-558 03-3214-5020

TEL(携帯電話から)

全国銀行協会





https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/selfcontrol/



肩代わり・借金・ローン ギャンブル依存・債務・ヤミ金融など



借入れ・ローンの返済などにお困りの方は こちらのリーフレットをご覧ください。



多重債務問題で困っても、 ヤミ金融には絶対に 手をださないで。

X

正規の貸金業者とは、 国(財務局)・都道府県で 貸金業登録を受けています。

※SNSなどを通じた個人間でのお金の貸し借りや、 給与ファクタリング、後払い(ツケ払い)現金化においては、ヤミ金融業者による違法な貸付けや、個人 情報の悪用などの犯罪被害やトラブルに巻き込まれる危険性があります。

ヤミ金融の手口は巧妙で手が込んでいます。 実際の被害や手口、ヤミ金融業者の情報を 確認し、被害にあわないようにしましょう。

日本貸金業協会





https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/dark finance.php

ヤミ金融から連絡があっても、 毅然とした態度で、 無視しましょう。

※連絡を取ることが あなたの情報を 与えることになります。



もし被害にあってしまったら一人で悩まず、まず相談。

悪質業者の被害にあった時は、 「日本貸金業協会」、 「都道府県庁の相談窓口」、 「消費生活センター」、「警察」などに すぐに連絡してください。



金融庁のホームページでも 多重債務問題について掲載しています。

https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/

金融庁 多重債務





多重債務に関するお問い合わせ先

一般消費者向け相談窓口

長野財務事務所	026-234-2970	
長野県消費生活センター		
北 信 026-217-0009	南 信 0265-24-8058	
中 信 0263-40-3660	東 信 0268-27-8517	
消費者ホットライン ※お近くの市町村・関係機関等の相談窓口の連続	188 絡先を案内します。	
(公財)日本クレジットカウンセリング	協会 0570-031640	
法テラス・サポートダイヤル	0570-078374	
法テラス長野	050-3383-5415	
長野県弁護士会「クレ・サラ無料法律相談」※電話で受付・面談による相談		
長 野 026-232-2104	松 本 0263-35-8501	
上 田 0268-27-6049	諏 訪 0266-58-5628	
佐 久 0267-78-3901	伊 那 0265-98-0088	
飯 田 0265-48-5722		
長野県司法書士会	026-232-7492	
長野県司法書士会「消費者トラブル・少額ト	トラブル相談」 026-233-4110	

事業者向け相談窓口

法テラス・サポートダイヤル	0570-078374
日本弁護士連合会ひまわり中小企業センター ひまわりほっとダイヤル ※電話で受付、面談による相談 ※地域により無料相談実施状況が異なりますので、 お電話の際にご確認下さい。	0570-001-240
長野県司法書士会	026-232-7492

市区町村の相談窓口

長野市	長野市消費生活センター	026-224-5777
松本市	松本市消費生活センター	0263-36-8832
上田市	上田市消費生活センター	0268-75-2535
岡谷市	岡谷市消費生活センター	0266-23-4811 (内線1228)
飯田市	飯田市消費生活センター	0265-22-4530
諏訪市	諏訪市消費生活センター	0266-52-8199
須坂市	須坂市消費生活センター・特殊詐欺被害防止センター	026-213-7188
小諸市	小諸市消費生活センター	0267-31-5100
伊那市	伊那市消費生活センター	0265-96-8165
駒ヶ根市	駒ヶ根市消費生活センター	0265-83-2377
中野市	中野市消費生活センター	0269-22-2201
大町市	大町市消費生活センター	0261-26-3225
飯山市	飯山市消費生活センター	0269-67-0726
茅野市	茅野市消費生活センター	0266-75-8188
塩尻市	塩尻市消費生活センター	0263-52-0280 (内線1129)
佐久市	佐久市消費生活センター	0267-62-7501
千曲市	千曲市消費生活センター	026-274-0820
東御市	東御市消費生活センター	0268-75-2410
安曇野市	安曇野市消費生活センター	0263-71-2100

[※]その他の町村でも相談を受け付けています。

■ 法テラスについて

法テラスは、国が設立した公的な法人です。全国の法テラス 事務所では、収入や資産が一定基準以下であるなどの条件を 満たした個人の方を対象に無料法律相談を実施しています。

■ 司法書士について

司法書士は、破産申立書等の書類を作成し、この事務について相談に応じることができます。

認定司法書士は、個別の債権ごとの価額が140万円以下であれば、代理人として任意整理等の交渉をすることができます。